

BTMU CHINA WEEKLY

トピックス: 「外商投資性公司」(傘型企業)の再投資手続きの規範化

商務部、国家外貨管理局は 2011 年 12 月 8 付で、外商投資性公司(統括機能を担う会社形態で、いわゆる「傘型会社」)の中国国内再投資手続きについて規範化した「外商投資性公司に係わる管理措置を一層改善することについての通知」(商資函[2011]1078 号)を公布しました。

外商投資性公司の国内再投資については、本年 3 月に国家外貨管理局から発布された「7 号通知」(※)において、外商投資性公司が中国国内で取得した利益等を一旦資本金に組み入れて増資を行うことを義務付けていましたが、今回の通知では、外商投資性公司が中国国内で合法的に取得した人民元を以って、国内再投資を行う場合、①外貨管理局の許可を得た上で直接国内投資に使用、②同収入を以って一旦外商投資性公司の増資を行ってから国内投資に使用、ともに可能であるとし、2 つの再投資のルートを示しました。

※:「外商投資性公司の再投資に係わる出資払込検査照会の関連問題についての操作手引の通知」
(国家外貨管理局 匯資函[2011]7 号)

外商投資性公司が「7 号通知」の求める再投資の為の増資を行う場合、手続きの煩雑さに加え、みなし配当に対する源泉税の課税問題も発生することから、投資性公司のメリットを損なうものとして議論を呼んでいましたが、今回の通知は、増資手続きを経ない形でも直接投資ができるとしており、外商投資性公司にとって朗報と言えるでしょう。

なお、投資性公司の中国国内再投資の際に、外貨管理部門宛に提出する書類は以下の通りです。また、通知の全文邦訳は下記 URL からご覧になれます。

<外貨管理局部門宛提出書類>

1. 申請書
2. 外商投資企業外貨登記 IC カード
3. 商務部門が発行した当該外商投資性公司の域内投資に関する批准証書
4. 人民元資金源証明書類。外商投資企業の外国投資者が取得した利益、投資の先行回収、清算、持分譲渡、減資による所得を以って域内再投資(増資)を行う際の審査書類を参考にする。
5. 直近一期の驗資報告書(資本金払込検査報告書)と財務監査報告書(対応する外貨収支状況表審査報告書を添付すること)

※ 【日本語訳】: <http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/311121401.pdf>

以上

EXPERT VIEW

EXPERT VIEW: 執行董事制

会社法は、董事会を必要的設置機関として定めていますが、出資者数が少なく、又は規模が小さい有限責任会社については、董事会に代えて執行董事を設置することができることを規定しています。日本企業が外商投資企業を設立・運営する場合には、仮に設立するのが独資会社であったとしても、執行董事を設置する例は少ないようです。その理由は、様々であると思いますが、投資先企業における重要事項の決定は、事実上董事会において行われ、これを自然人 1 人である執行董事に担当させ、大きな権限を与えることが海外子会社の適正運営の観点から適当でないと考えられていることといった事情のほか、これまで執行董事の運営例が少なくその意義が不明であるといった事情もあるのではないかと思います。今回は、執行董事と総経理の権限等の検討を通じ、執行董事に関する法制を検討します。

Q: 当社(A 社)は、台湾企業(B 社)と、中国において、合弁会社を設立することで合意し、現在、合弁契約及び定款の内容を協議・交渉しています。当社が支配権を取得すべく、出資比率は、70:30 で合意をし、中国の会社法の規定を参照しつつ、合弁契約及び定款を作成しています。

B 社からは、5 名の董事で構成される董事会を設置し、2 名の董事を B 社が派遣すること、及び董事長は当社が派遣し、総経理は B 社が派遣するという提案を受けています。

しかし、当社は、70%の出資比率を有し、かつ、中国に合弁会社の経営管理を行う者を駐在させて会社管理を主導的に実施したく、できれば、B 社の経営関与は株主会での少数出資者としての議決権行使に限定する等、極力小さくしておきたいと考えています。合弁会社の日常的な経営の管理において、当社の駐在員を補佐してくれる台湾人管理者を B 社に派遣してもらいたいとは考えているのですが、当該台湾人管理者に日常的な経営管理を任せるとはできません。そこで、合弁会社には董事会を設置せずに、執行董事を置き、また、総経理も置いて、執行董事は、当社が派遣、総経理は B 社が派遣して、2 人とも合弁会社に常駐させて会社管理を行わせることを検討しています。なお、執行董事と総経理の上下関係を明確にするため、執行董事を法定代表者として総経理の任免権を与えることも合弁契約、定款で明記することを考えています。

上記のような当社の方針は、中国の法制上可能でしょうか？また、何か留意する点はないでしょうか？

A: 本件で、A 社が検討している執行董事の設置、執行董事の常駐、総経理の任免権の付与、執行董事を法定代表者とするとは、いずれも会社法その他の法規に適合し、これを定款に規定することにより、いずれも法的に有効に実現、実行することができます。ただし、執行董事の権限は、董事会の権限、董事長の権限、更に法定代表者としての権限を有し、会社法もこれを必ずしも明確に定めるものではなく、他方で、総経理は、必要的な設置機関ではなく任意的な設置機関としてその権限は定款で定めることができると会社法は定めています。上記にかんがみ、執行董事と総経理を常駐の機関として合弁会社に置き、業務に関する合弁会社の意思決定及び業務執行を担わせる場合には、会社法が予定する執行董事及び総経理の権限を参照しつつ、両者の権限が衝突、矛盾しないよう定款で整合的な権限等に関する規定を設けることが望まれます。

1 執行董事とは何か？

会社法第 51 条第 1 項は、「出資者数が少なく、又は規模が小さい有限責任会社は、1 名の執行董事を設け、董事会を設けないことができる。執行董事は、会社の経理を兼任することができる。」と規定し、董事会に代えて、執行董事を設けることができる旨を定めています。有限責任会社において董事会は必要的な設置機関とされていますので、有限責任会社は、董事会又は執行董事を必要的に設置しなければならないこととなります。上記規定が定める執行董事の設置条件である、「出資者数が少なく」又は「規模が小さい」については、会社法その他の法規はその具体的な基準を設けておらず、基本的には、会社の自主的な判断により合理的な範囲でこれを選択することができると思います。

本件においては、合弁会社は、日本企業と台湾企業の合弁会社(工商行政管理局における会社分類としては、台湾・香港・カカオと外国の投資家合併による有限責任会社)であり、その機関については、会社法の規定が適用されます。合弁会社の規模は、明確ではありませんが、出資者はA社とB社の2社であり、上記の「出資者数が少なく」という条件を満たすと考えることができます。従って、本件の合弁会社は、董事会に代えて執行董事を設けることができると考えます。

2 執行董事の権限(職権)

会社法第51条第2項は、「執行董事の職権は、会社の定款に定める。」と規定し、その具体的な権限を定めていません。しかし、執行董事が董事会に代わって設置されることから、これは有限責任会社の株主会に対して責任を負い、会社法第47条が定める董事会の権限を参照してその権限が定款に定められるべきであるということができます。

また、董事長の具体的な権限については、株主会会議の主宰権限等を除き会社法に具体的に定められていないのですが、会議体である董事会の首席として、一般的には、①株主会会議の(董事会の首席としての)招集・主宰、②董事会会議の招集・主宰、③董事会決議文書への署名、④董事会の決議事項の執行及び執行検査・監督、⑤会社の重要な業務に対する指導、⑥董事会の閉会機関における(董事会の授権に基づく)董事会の権限の行使等の権限を有する(職責を負う)と考えられています。執行董事は、会社法第47条が定める董事会の権限に加え、上記の董事長の権限も参照しその権限を行使することができるのが合理的です。ただし、法は、上記のように、執行董事の職権は、会社の定款に定めるものとしていますので、上記の理解に基づき、執行董事の権限を定款でできる限り具体的に定めておくことが望まれます。

3 総経理の権限(職権)

総経理は、会社の生産管理業務に直接従事する機関であり、その具体的な権限は、会社法第50条に規定されています。同条は、総経理が董事会の決定により任用及び解任され、総経理は董事会に対して責任を負う旨を定めています。総経理の機関としての法的性質をどのように考えるのかについては、議論もありますが、基本的には、会社の生産経営の管理業務を通じて、董事会の決議を執行する常設(常駐)の業務執行機関と考えることができます。董事会に代えて執行董事を設置する場合には、総経理は、董事会に対すると同様の責任を執行董事に対して負い、また、執行董事は、前記のように董事長としての権限も有しますので、執行董事が決定した事項について、総経理の執行状況について検査・監督を行い、また、総経理の業務に対して指導をする権限を有すると考えるのが合理的です。

4 法定代表者としての権限

過去の論考で検討したように、会社法第13条は、「会社の法定代表者は、会社の定款の定めにより、董事長、執行董事又は(総)経理が担当し、かつ、会社が法により登記する。会社の法定代表者の変更については、変更登記手続を処理しなければならない。」と定めており、董事長、執行董事及び総経理の権限とは別に、有限責任会社の法定代表者の権限を定めています。法定代表者の権限は、「法人を代表して職権を行使する」ことであり(「民法通則」第38条)、法定代表者の対外的行為は、会社を代表する行為として、その法的効果は会社に帰属します。しかし、この法定代表者としての権限は、上記において検討した執行董事と総経理との関係、即ち、執行董事がその決定した事項について、総経理の執行状況について検査・監督を行い、また、総経理の業務に対して指導をするという関係を直ちに変更するものではありません。仮に、総経理が定款の定めにより有限責任会社の法定代表者とされたとしても、上記関係は、変わらないと考えるのが合理的です。

5 本件における考察

本件で、A社は、合弁会社に董事会を置かず、執行董事を置くことを検討しています。前記のように、出資者を2社とする合弁会社においては、執行董事の設置条件が満たされると考えますので、合弁会社は、執行董事の設置をその定款に定めてこれを採択することにより適法に董事会の設置に代えて執行董事を設置することができます。また、執行董事は合弁会社の法定代表者たりうる機関ですので、これも定款に定めることにより有効とすることができます。更に、執行董事は、株主会の決議を執行する執行機関としての性質も有し(会社法第47条第(2)号)、これが会社に常駐することを法は否定するものではありませんので、執行董事を合弁会社に常駐させ、その業務を執行させることについても、法的な問題はないと考えます。

他方で、前記のように、本件において、執行董事の権限は、董事会の権限、董事長の権限、更に法定代表者としての権限を有し、また、董事会と異なり執行董事自身が自然人として合弁会社の重大事項についてこれを決定して、かつ、これを執行するという大きな権限を有することになります。このような観点から、会社法第 51 条第 2 項は、「執行董事の職権は、会社の定款に定める。」として、その権限を定款に定めて、適正な抑制を会社がその自主権に基づき設けることを予定しています。他方で、総経理は、必要的な設置機関ではなく任意的な設置機関であり、会社法第 50 条第 2 項は、「会社の定款が経理の職権について別段の定めを有する場合には、その規定に従う。」として、総経理の権限についても会社がその自主権に基づき設けることを予定しています。

本件において、執行董事と総経理を常駐の機関として合弁会社に置き、業務に関する合弁会社の意思決定及び業務執行を担わせる場合には、上記のとおり、会社の自主権に基づき、会社法が予定する執行董事及び総経理の権限を参照しつつ、両者の権限が衝突、矛盾しないよう定款で整合的な権限等に関する規定を設けることが望まれます。

また、本件の合弁会社の根本的な運営にかかわる問題なのですが、有限責任会社は、少数の個性のある出資者がそれぞれの経営資源を提供して会社を運営し、各出資者が合弁会社の運営を通じて配当を含む各種の事業上の利益を得る、いわゆる閉鎖的な会社運営も予定する会社類型です。本件で、台湾企業である B 社に 30% の少数出資をさせる理由は分からないのですが、会社法の規定に基づき、株主会において資本的多数を徹底し、また、機関を通じた合弁会社の運営についても多数出資者である A 社の意思の実現を徹底するという合弁会社の運営方針が本当に適当なのか？という視点を失わずに検討する姿勢も重要ではないかと思えます。

露木・赤澤法律事務所
弁護士 赤澤 義文
外国法研究員 封 震

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆11月の主要経済指標

国家統計局は9日、11月の主要経済指標を発表した。1-11月の固定資産投資は前年同期比+24.5%となったが、1-10月の伸び率を0.4ポイント下回った。地域別では、東部・中部・西部でそれぞれ同+21.7%、同+28.9%、同+29.2%と、1-10月に引き続き、中西部の伸び率が東部を上回った。11月の工業生産は前年同月比+12.4%となったが、伸び率は2ヶ月連続で前月を下回り、今年最低の水準となった。社会消費財小売総額は、11月単月で前年同月比+17.3%の1兆6,129億元、11月までの累計は16兆3,486億元に達し、昨年の総額の15兆4,554億元を既に上回っている。11月の消費者物価上昇率(CPI)は前年同月比+4.2%となり、7月の同+6.5%をピークに4ヶ月連続の下落となった。構成品目のうち、物価高騰の大きな要因となっていた食料品は10月の同+11.9%から下落し、同+8.8%となった。うち、豚肉は同+26.5%と高い水準にあるものの、前月比では▲5.3%と、上昇率は大幅に減速している。11月の工業生産者出荷価格(PPI)は前年同月比+2.7%と、10月の同+5.0%から大きく鈍化した。なお、税関の10日の発表によると、11月の輸出、輸入の伸び率はそれぞれ前年同月比+13.8%、同+22.1%と、ともに10月の同+15.9%、同+28.7%から鈍化した。

<11月の主要経済指標>

項目	金額	前年比(%)
固定資産投資(除く農村企業投資)*	(億元) 269,452	24.5
第一次産業	(億元) 6,256	28.8
第二次産業	(億元) 118,054	27.0
第三次産業	(億元) 145,142	22.4
工業生産(付加価値ベース)**	-	12.4
社会消費財小売総額	(億元) 16,129	17.3
消費者物価上昇率(CPI)	-	4.2
工業生産者出荷価格(PPI)	-	2.7
工業生産者購買価格	-	5.1
輸出	(億ドル) 1,744.6	13.8
輸入	(億ドル) 1,599.4	22.1
貿易収支	(億ドル) 145.3	-
対内直接投資(実行ベース)	(億ドル) 87.6	▲9.8

*:1~11月の累計ベース。

**：独立会計の国有企業と年間販売額2,000万元以上の非国有企業を対象
(出所：国家統計局等の公表データ)

◆GDP成長率 2011年は9%、2012年は8.9% 中国社会科学院予測

中国社会科学院は7日に開いた「経済青書」の報告会で、2011年の中国経済は、世界経済の低迷や中国国内の引き締め政策等の影響で徐々に鈍化し、GDP成長率は昨年の10.3%から低下して9%をやや上回る水準になるとした。また、2012年は、国際的な政治経済環境が著しく悪化することなく、中国国内で大規模な自然災害等が発生しない限り、GDP成長率は8.9%前後になるとの予測を発表した。その他の主要経済指標について、輸出入は、2011年は世界経済の低迷の影響を受け大きく失速し、輸出が前年比+20.4%、輸入が同+24.7%の伸び、貿易黒字は昨年引き続き減少して、通年で1,600億米ドル前後、2012年にはさらに1,350億米ドル前後まで減少すると予測。社会消費財小売総額は、2011年は消費刺激策の終了で伸び率が鈍化、名目で前年の伸び率より1.6ポイント低下の前年比+16.7%、実質で3.6ポイント低下の同+11.2%となり、2012年は名目で前年比+15.7%、実質で同+11.3%と予測。投資は、2011年は保障性住宅建設の進展で全社会固定資産投資の伸びが引き続き高水準にあり、名目で前年比+24.5%前後、実質で同+16.7%、2012年は名目で同+22.8%、実質で同+15.4%と見ている。また、CPIについては、2011年のマクロコントロール政策が功を奏しインフレは鎮静傾向を示したが、国際原油価格の上昇等、不確定要因が残っている為、2012年は前年比+4%前後になるとし、引き続きインフレ抑制は重要課題である、との見方を示した。

【産業】

◆11月自動車販売台数 2ヶ月連続で前年同月比減少

中国自動車工業協会の9日の発表によると、11月の自動車生産台数は前年同月比▲3.41%の169.5万台(前月比+7.95%)、販売台数は前年同月比▲2.42%の165.6万台(前月比+8.60%)となり、販売台数の伸び率は2ヶ月連続でマイナスとなった。うち、乗用車の生産・販売はそれぞれ前年同月比+0.71%、同+0.29%と微増したのに対し、商用車の生産・販売は同▲17.79%、同▲12.59%と大幅に落ち込んだ。なお、2011年通年の見通しについて、1~11月の生産・販売の累計が既に1,672万台、1,681万台に上っていることから、今年通年の実績は2010年の生産1,826万台、販売1,806万台を確実に超えるとの見通しを示した。

【貿易・投資】

◆「中国対外貿易白書」発表 貿易黒字の急拡大に伴う貿易摩擦の増加

中国国務院は7日、「中国対外貿易白書」を発表した。WTO加盟10周年に当たり、中国の対外貿易状況を全般的に纏めた。2005年以降の中国の貿易黒字の急拡大に伴い、貿易相手国との貿易摩擦も増加しているとし、具体的に摩擦が起きている分野は、紡績品、靴、ダイヤ、自動車部品、鉄鋼、化工品に集中しており、主要な争点は知的財産権、貿易均衡、食品安全、環境保護等の分野に亘っているとした。また、近年、国内労働コストの上昇や、資源・エネルギー等生産要素の価格急騰等により、輸出産業の優位性が失われつつあることを指摘した上で、今後5年間の対外貿易の発展方向について、技術・ブランド・品質・サービスを核とする新しい輸出優位性形成を目指し、工業の構造転換・高度化の促進、企業と製品の付加価値と競争力の向上、サービスアウトソーシング産業の促進に注力との方針を示した。

人民元の動き

日付	USD				JPY (100JPY)		HKD	EUR	金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比		
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比							
2011.12.05	6.3666	6.3596~6.3666	6.3641	0.0044	8.1616	-0.0138	0.81886	0.0005	8.5460	-0.0235	3.3500	2444.86	-28.60
2011.12.06	6.3650	6.3631~6.3651	6.3642	0.0001	8.1850	0.0234	0.81867	-0.0002	8.5073	-0.0387	3.3800	2436.96	-7.90
2011.12.07	6.3659	6.3512~6.3659	6.3643	0.0001	8.1969	0.0119	0.81886	0.0002	8.5555	0.0482	4.0000	2444.07	7.11
2011.12.08	6.3633	6.3553~6.3636	6.3619	-0.0024	8.1981	0.0012	0.81833	-0.0005	8.5365	-0.0190	3.4700	2440.90	-3.17
2011.12.09	6.3637	6.3537~6.3669	6.3647	0.0028	8.1972	-0.0009	0.81787	-0.0005	8.4768	-0.0597	3.5000	2425.63	-15.27

RMB レビュー&アウトック

先週の中国元は 6.3666 で寄りついた。中国人民銀行は週を通じて対米ドル基準値を 6.33 台に設定したものの、欧州債務問題の先行き不透明感を反映し日中取引では値幅制限の下限值近くの 6.36 台半ばで推移し、6.3647 で越週した。11 月貿易統計では輸出入共に伸びが鈍化し、中国経済の減速が浮き彫りとなった。また、EU 首脳会議では英を除く 26 カ国で財政規律強化の基本合意がなされたものの、独が ESM 拡大に反対姿勢を示すなど足並みが揃っていない。欧州債務問題が引き続き意識されるなか、今週の人民元も軟調に推移しよう。しかし、安定的な為替水準維持の方針を示している中国人民銀行は対米ドル基準値を元高水準へ設定することで人民元相場の安定を図ると見られる為、今週の人民元の下値余地は限定的とみる。(12 月 12 日作成)

(金融市場部 カスタマーGr グローバルカレンシーリサーチ)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。